

公募要項等に関する説明会及び現地説明会における質問及び回答

開催日：令和3年11月8日（月）～令和3年11月9日（火）

| 番号 | 資料名 | 項 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------|-----|------------|--|--|
| 1 | 樹木採取権設定申請書について | P13 | 申請様式3の2(2) | 経理の分離とありますが、これをしないといけないのか。 | 申請者側で、適切に行えると判断できれば当該項目にチェックして下さい。区分の方法は問いません。（今後、市町村から経営管理実施権に係る事業を行う際に必要となります。） なお、樹木採取権の設定を受けた場合に、樹木採取権に係る経理とその他を経理区分していただくものではありません。 |
| 2 | 樹木採取権設定申請書について | P19 | 申請様式5の2(4) | 国内ツーバイフォーで新規需要開拓しますと書いた場合、生産したら品質等の問題で結果的にツーバイフォーの適材に合わない場合は、どういった対応になるのか。 | 申請においては、協定を結び計画を組んでいただくことが重要と考えています。実施段階で木材の取引状況について報告をいただくこととなりますので、5年以内に計画が達成することをお願いしていくこととなりますが、達成状況が思わしくない場合には、その理由等を確認し、必要に応じて調査等の対応を行うこととなります。 なお、供給先の変更も可能としています。 |
| 3 | 樹木採取権設定申請書について | P24 | 申請様式5-1ウ | 樹木採取区の所在する都道府県内の連携する木材利用事業者等に供給される割合は、川中まででも良いのか、それとも川下まで供給されている必要があるのか。 | 安定取引協定を締結している川中（木材利用事業者等）に供給される割合を記載してください。適宜取引している場合を除き、川下までは必要ありません。なお、木材利用事業者の定義は、資料1の5ページに記載の通り原木を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用するとしている方々になるので、原木を仕入れている製材所などが対象となります。 |
| 4 | — | — | 造林事業 | 造林について、一貫作業を契約するタイミングはいつになるのか。 | 前年度に実行計画を提出していただきますが、造林事業請負契約締結希望時期及び造林事業請負契約完了予定時期も記載していただくこととしておりますので、いつ契約するかはこれらを踏まえて調整しながら決めることとなります。 |
| 5 | — | — | 造林事業 | 造林は植付けまでとされているが、下刈り作業が含まれないのには理由があるのか。 | 伐採と造林を一体的に行うことで効率的な事業実施が期待できるため、随意契約で造林部分を契約する仕組みにしていますが、下刈りは一体的な作業とならないため、含めていません。 |
| 6 | — | — | 収穫調査 | 基礎額算定林分は調査されているが、採取可能面積を10年で割った場合、調査済み箇所のみでは採取面積が少ないので追加の収穫調査はいつごろ実施されるのか。 | 実施契約締結後に収穫調査を実施することとなります。実施時期は、各種の条件に左右される可能性があります。 |
| 7 | 現地説明 | | | 現地の表示はどのようにしているか。 | 樹木採取区は、白色ペンキで二重線により表示、基礎額算定林分は、黄色ペンキで二重線により表示しています。 |
| 8 | 現地説明 | | 別紙4公募時現地図面 | 樹木採取区現況図の中で想定伐区ごとの間に薄い黄色で塗られた箇所は何か。 | 保護樹帯であり、連続伐区でないことを分かりやすく色づけしたものです。 |

| | | | | | |
|----|------|--|---|--|---|
| 9 | 現地説明 | | 〃 | 樹木採取区現況図に表示されている共通伐区とは何か。 | 基礎額算定時に近接した伐区で、樹木の採取、林業機械の回送費、共通して利用する作業道などにかかる固定経費を同一とみなすものです。 |
| 10 | 現地説明 | | | 想定伐区どおり伐採しなければならないのか。 | 想定伐区どおりに行う必要はありません。伐区については、別紙様式12の採取の基準の範囲で樹木採取権者が任意に設定できます。 |
| 11 | 現地説明 | | | 想定伐区どおり伐らない場合、採取可能面積はどうなるのか。 | 想定伐区を用いて算出した採取可能面積は、権利設定料の算定及び採取面積の上限等の算定に用いた面積であり、実際に採取できる面積は、各種の条件等に沿って決められることになります。 |
| 12 | 現地説明 | | | 既設作業道の拡幅は可能か。 作業道を新設する場合、保護樹帯を通過させても良いのか。 | 森林作業道作設指針に沿って、関東森林管理局長が定めた特記仕様書に規定されている規格の範囲内であれば、拡幅は可能になります。 また、保護樹帯を通過して作設することもできますが、特記仕様書に適合したものである必要があります。 |